

国民スポーツ大会東海ブロック大会 開催基準要項

1 開催の趣旨

東海地区住民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ活動を推進することによって、健康増進と体力の向上を図るとともに、大会を通じて交流と親善を深め、健康的で文化的な生活の確立に寄与することを目的とする。

2 大会の開催

- (1) 大会は昭和55年度から毎年開催する。
- (2) 大会は、愛知、静岡、岐阜、三重の順序で、各県スポーツ協会による持ちまわり開催とする。ただし、開催方式、順序については東海ブロックスポーツ協会代表者会議で了承を得て変更することができる。
- (3) 開催県で開催が困難な競技については、他の県で開催する。

3 大会実行委員会の設置

- (1) 開催県スポーツ協会は大会運営のために実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織の構成等については別に定めるものとする。

4 主催・後援及び主管

- (1) 主催は、公益財団法人日本スポーツ協会、東海4県各スポーツ協会、東海4県各県、東海4県各教育委員会、競技開催会場市町村及び教育委員会とする。
- (2) 後援は、スポーツ庁、東海高等学校体育連盟、東海中学校体育連盟、東海関係競技団体とする。
- (3) 主管は、開催県実行委員会、開催県関係競技団体とする。
- (4) 主催及び後援名義の使用については、東海ブロックスポーツ協会連絡協議会規約第6条に規定されている総会（以下「東海ブロックスポーツ協会代表者会議」という。）または開催県実行委員会において本要項の承認を得ることにより認められるものとする。ただし、当該会議等に参加しない団体へは別途申請を行うこととする。

5 大会開催の時期と期間

- (1) 大会開催の時期は、当該年度の国民スポーツ大会の開催前とする。
- (2) 開催期日を原則として統一し、期間は2日以内とする。

6 大会の規模

- (1) 原則として、国民スポーツ大会ブロック予選会のある競技の種別（種目）について開催する。
- (2) 各競技の種別（種目）の参加人員は、原則当該年度の国民スポーツ大会実施要項に準ずるものとする。

7 競技方法

別に定める競技別実施要項により実施する。

8 参加資格

監督、選手の参加資格については、国民スポーツ大会実施要項総則の5に示された参加資格とする。

9 大会役員

開催県が別に定める基準に基づき決定する。

10 県選手団役員

- (1) 団長、副団長、総監督及び総務で10名以内とし、他に役員として顧問6名以内を加えることができる。
- (2) 選手団役員の派遣に要する費用は、各県スポーツ協会が負担する。

11 実施要項及び参加申込み

- (1) 実施要項は、開催県関係競技団体が他の3県の関係競技団体と協議のうえ立案し、開催県スポーツ協会に提出する。開催県実行委員会は、提出された実施要項をとりまとめて大会実施要項を作成し、大会開催の2か月前までに各県スポーツ協会あて送付する。
- (2) 参加申込み様式は、開催県スポーツ協会が日本スポーツ協会と調整したものを使用する。
- (3) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式及び方法により、各県スポーツ協会が一括して開催県実行委員会に申込みものとする。
- (4) 申込締切日は、原則、大会開催の3週間前とする。

12 開始式及び閉会式

- (1) 競技別開始式及び閉会式は、必要に応じて競技ごとに各会場で行う。
- (2) 総合開会式は実施しない。

13 表彰

各競技の種別または種目ごとの1位、2位、3位に賞状を授与する。

14 プログラム

- (1) 競技（種目）別プログラムは無料とし、配布はおおむね次のとおりとする。
競技役員（各1）、各種別監督（各1）、参加チーム（各2）、その他競技運営上必要な部数
- (2) 総合プログラムは別途作成してもよい。
- (3) プログラムの作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、電子媒体のみで作成することができる。この場合、(1)に定める無料配布部数は適用しない。

15 参加上の注意

- (1) 各県選手団は競技に際し、必ず所属県名を明示しなければならない。
- (2) 参加者は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度等に加入するものとする。

16 大会経費

大会運営のために必要な経費は各県負担金、各県スポーツ協会負担金、競技団体負担金、公益財団法人日本スポーツ協会助成金、大会参加料及びその他交付金等でまかなう。

17 競技団体負担金

- (1) 各県競技団体は、国民スポーツ大会東海地区予選会の種別（種目）について、1種別（種目）につき5,000円を負担する。その種別（種目）については、その競技団体の定めによる。
- (2) 各県競技団体負担金は、各県スポーツ協会が一括して開催県実行委員会に納入する。

18 大会参加料

- (1) 大会に参加する監督、選手は1人につき参加料600円を納入する。
- (2) 参加料は各県スポーツ協会が一括して開催県実行委員会に納入する。

19 宿 泊

- (1) 別に定める宿泊要項による。
- (2) 宿泊要項は、開催県スポーツ協会が旅行業者等と協議のうえ原案を作成し、当該大会開催年度の東海ブロックスポーツ協会代表者会議で決定する。

20 報告書

- (1) 開催県スポーツ協会は大会終了後、大会報告書を作成する。
- (2) 報告書の配布は、おおむね次のとおりとする。
各県スポーツ協会（各10）、開催県関係競技団体（各1）、開催市町村体育・スポーツ協会（各1）、報道関係者（各1）、公益財団法人日本スポーツ協会（2）